

各指定管理者様

兵庫県教育長

緊急事態宣言の解除を踏まえた県立体育施設の取扱いについて（通知）

本県に出されていた緊急事態宣言が6月20日までで解除され、まん延防止等重点措置区域となります。

このことを受けて、6月21日から7月11日までの取扱いについては、以下の点が変更となりますので、適切に対応願います。

記

1 区域及び使用制限内容

区 域	使用制限内容
[措置区域] 神戸地域（神戸市） 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市） 阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町） 東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町） 姫路市	○営業時間 【床面積が1,000㎡超の施設】 20時までの営業時間短縮を要請 【床面積が1,000㎡以下の施設】 20時までの営業時間短縮の協力依頼 ○イベント開催制限（※）の要件を準用した施設の 運用を要請（イベント開催は最大21時までの要請 等）
[その他区域] 上記以外の地域	○営業時間 ・床面積にかかわらず21時までの営業時間短縮の 協力依頼 ○イベント開催制限（※）の要件を準用した施設の 運用を要請（イベント開催は最大21時までの要請 等）

※イベント開催制限の要件

区 分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内	

2 感染防止対策

催物の開催制限及び開館時間短縮については、県対処方針の「イベントの開催自粛要請」及び「施設の使用制限による取扱い」を遵守